

健発0329第24号  
保発0329第15号  
平成25年3月29日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)  
厚生労働省健康局長  
(公印省略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正等について

標記について、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので、よろしくお  
取り計らい願いたい。

健発0329第22号

保発0329第14号

平成25年3月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正等について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省告示第157号。以下「基準省令」という。）及び関連告示を定めているところであるが、本日、特定健康診査の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第44号）並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第89号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第90号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第91号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第92号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第93号）及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等

の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第88号）（以下「改正省令等」という。）が公布され、平成25年4月1日より施行されることとされたところである。

改正省令等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきを願いたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

法第18条第1項に基づく保険者による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）について、平成25年度より開始する第二期特定健康診査等の実施計画期間における特定健診等の実施に関し、所要の規定の整備を講ずるものである。

### 第二 改正の内容

#### 一 改正省令について

##### 1 基準省令第七条第一項第三号の改正

行動計画の策定の日から六ヶ月以上経過した日において、行動計画の実績に関する評価を動機付け支援対象者と共に行う者として、動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報を行動計画策定時の面接指導を行った者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（行動計画策定時に面接による指導を行った者と同じの機関に勤務する者に限る。）を追加することとする。

##### 2 基準省令第八条第一項第三号及び第四号の改正

行動計画の進捗状況に関する評価及び行動計画の策定の日から六ヶ月以上経過した日における行動計画の実績に関する評価を積極的支援対象者と共に行う者として、積極的支援対象者の健康状態等に関する情報を行動計画策定時の面接による指導を行った者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（行動計画策定時に面接による指導を行った者と同じの機関に勤務する者に限る。）を追加することとする。

### 3 基準省令附則第二条の改正

保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成30年3月31日まで延長することとする。

## 二 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第89号)について

ヘモグロビンA1cの標記変更に関して、医師が心電図検査及び眼底検査を特定健康診査の検査項目として実施する必要があるか判断する際に用いる血糖検査の結果に係る基準として、これまでJDS値で「ヘモグロビンA1cが5.2%以上」としていたものを、「ヘモグロビンA1cが5.6%(NGSP値)以上」に変更することとする。

## 三 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第90号)について

ヘモグロビンA1cの標記変更に関して、特定保健指導の対象者を階層化する際に用いる血糖検査の結果に係る基準として、これまでJDS値で「ヘモグロビンA1cが5.2%以上」としていたものを、「ヘモグロビンA1cが5.6%(NGSP値)以上」に変更することとする。

## 四 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の全部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第91号)について

第2の2(9)において、特定保健指導の量を判断する際のポイントの最低条件として、これまで、支援Bの方法で20ポイント以上を必須としてきたところを、支援Bの方法によるポイント数を最低条件から外し、「支援A及び支援Bの方法の合計で、180ポイント以上の支援を行うこと(支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限る。)」として、支援Aの方法のみでの最低条件の充足を可能とすることとする。

基準省令附則第2条の改正に伴い、保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成30年3月31日まで延長することとする。

五 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 93 号）について

基準省令附則第 2 条の改正に伴い、保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとする。

六 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 88 号）について

保険者が、特定健診等の実施状況に関する結果として社会保険診療報酬支払基金に報告する事項に、特定健診等の受診者及び利用者に係る資格区分（強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別）を追加することとする。

### 第三 施行期日

改正省令等は、平成 25 年 4 月 1 日から施行すること。

### 第四 既存通知の改正

今般の省令及び告示の改正に伴い、一及び二の通知を次のように改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

一 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について（平成 20 年 1 月 17 日付け保発第 0117001 号厚生労働省保険局長通知）

1 第二の七の 1 の（3）中、「七の 1 の（1）の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同（3）にア及びイとして、次のように加える。

ア（1）の面接による指導を行った者

イ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（アに掲げる者が当該動機付け支援

対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 2 第二の八の1の(3)中、「ハの1の(1)の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に改め、同(3)にア及びイとして、次のように加える。

ア (1)の面接による指導を行った者

イ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(アに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 3 第二の八の1の(4)中、「ハの1の(1)の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同(4)にア及びイとして、次のように加える。

ア (1)の面接による指導を行った者

イ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(アに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 4 第二の十八中、「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「七の1の(1)及び八の1の(1)」を「七の1の(1)及び(3)並びに八の1の(1)、(3)及び(4)」に改める。

## 二 特定健康診査及び特定保健指導の実施について(平成20年3月10日付健康発第0310007号保発第0310001号厚生労働省健康局長及び保険局長通知)

- 1 第三の2の(1)のウ及びオ並びに(2)のウ及びオ中、「(実施基準施行後5年に限る。)」を「(平成30年3月31日までに限る。)」に改める。
- 2 第三の4の(3)中、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)を「標準的な健診・保健指導プログラム(改定版)」(平成25年4月厚生労働省健康局)に改める。
- 3 別紙1及び別紙5を別添1及び別添2のとおり改める。

(表面)

## 特定健康診査受診結果通知表

別添1

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別/年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既往歴			
服薬歴		喫煙歴	
自覚症状			
他覚症状			

項 目	基 準 値	今 回	前 回	前々回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身体計測	身 長 (cm)			
	体 重 (kg)			
	腹 囲 (cm)			
	B M I			
血 圧	収縮期血圧 (mmHg)			
	拡張期血圧 (mmHg)			
血中脂質検査	中性脂肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール (mg/dl)			
肝機能検査	G O T (IU/l)			
	G P T (IU/l)			
	γ - G T P (IU/l)			
血糖検査 <small>(空腹時血糖又はヘモグロビンA1cのいずれかの項目の実施で可)</small>	空腹時血糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c(NGSP値) (%)			
	ヘモグロビンA1c(JDS値) (%)			
尿 検 査	糖			
	蛋 白			

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
3. 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当/予備群該当/非該当」を記入すること。
5. 「医師の判断」の欄は、
  - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施した場合の理由を記入すること。

(表面)

# 特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既 往 歴				
服 薬 歴			喫煙歴	
自 覚 症 状				
他 覚 症 状				

項 目	基 準 値	今 回	前 回	前 々 回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身体計測	身 長 (cm)			
	体 重 (kg)			
	腹 囲 (cm)			
	B M I			
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)			
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)			
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール (mg/dl)			
肝機能検査	G O T (IU/l)			
	G P T (IU/l)			
	γ - G T P (IU/l)			
血 糖 検 査 <small>(いずれかの項目の実施で可)</small>	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c (%)			
尿 検 査	糖			
	蛋 白			

※ヘモグロビンA1c検査の結果値はNGSP値による検査結果値が記載されていますが、☆が併記されているものは、JDS値による検査結果値のための基準値が異なります。(JDS値基準値3.9~5.2)

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
3. 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
5. 「医師の判断」の欄は、
  - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施した場合の理由を記入すること。

特定保健指導支援計画及び実施報告書(例)

別添2

1 保健指導対象者名 利用券番号 2 保険者名 保険者番号

--	--	--	--

3 保健指導機関名(番号)・保健指導責任者名  
 総括保健指導機関名 保健指導機関番号 保健指導責任者名(職種)

		( )
--	--	-----

4 支援レベル 5 保健指導コース名

動機づけ支援	
積極的支援	

6 継続的支援期間

支援予定期間	週
開始(初回面接実施)年月日	
終了年月日	週

7 初回面接による支援の実施形態・実施する者の職種

	実績
支援形態	
実施する者の職種	
実施する者の氏名	

8 継続的な支援の支援形態・ポイント

計画	支援形態	回数	実施時間	ポイント
	個別A	(回)	(分)	(P)
個別B	(回)	(分)	(P)	
グループ	(回)	(分)	(P)	
電話A	(回)	(分)	(P)	
電話B	(回)	(分)	(P)	
e-mailA	(回)		(P)	
e-mailB	(回)		(P)	
合計	(回)	(分)	(P)	
	ポイント内訳	(A)	(B)	

8 実施体制表(委託事業者)

	個別A	個別B	グループ	電話A	電話B	e-mailA	e-mailB
A (機関番号)							
B (機関番号)							
C (機関番号)							
D (機関番号)							

9 保健指導の評価

1) 中間評価

	実施年月日	支援形態	実施する者の職種	実施する者の氏名
計画		個別支援		
実施		個別支援		

2) 6か月後の評価

	実施年月日	支援形態	実施する者の職種	実施する者の氏名
計画		個別支援		
実施		個別支援		

10 行動目標・行動計画

	設定日時	平成18年7月9日	平成18年9月10日(中間評価)	〇年〇月〇日
	目標値□			
腹囲		cm		
体重		kg		
収縮期血圧		mmhg		
拡張期血圧		mmhg		
一日の削減目標エネルギー量		kcal		
一日の運動による目標エネルギー量		kcal		
一日の食事による目標エネルギー量		kcal		
行動目標・計画の設定及び変更	行動目標			
	行動計画			
	変更理由			

□ 初回面接時に記入し、電子データ化

□ 6ヶ月後の実績評価終了時まで順次記入し、電子データ化

11 保健指導の実施状況

1) 初回面接による支援

	機関名・番号 (職種指導者番号)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	行動変容ステージ	保健指導実施内容	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ (実施時間)
初回	△△△ △ ○○○ ○ (保健師)		20分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	(1)無関心期 (2)関心期 (3)準備期 (4)実行期 (5)維持期	・生活習慣と健診結果の関係について ・標準的な食事量、運動量の目安の提示 ・生活習慣の振り返り ・行動目標および計画の策定	1. 個別 ( 分) 2. グループ ( 分)

2) 継続的な支援(血圧、生活習慣の改善状況(喫煙))については情報を入手した場合に記載。

(1) 個別・グループ・電話A・e-mailAによる支援(支援A)

	機関名・番号 (職種指導者番号)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	生活習慣の改善状況	指導の種類	留意事項・備考等	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA (実施時間)	支援実施ポイント	合計ポイント
2回目	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 6ヶ月評価 ( )		分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 } 1. 禁煙継続 2. 非継続	食事 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/>		1. 個別 ( 20分) 2. グループ ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. E-mailA ( 分)		
3回目	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 6ヶ月評価 ( )		分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 } 1. 禁煙継続 2. 非継続	食事 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/>		1. 個別 ( 分) 2. グループ ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. E-mailA ( 分)		
4回目	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 6ヶ月評価 ( )		分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 } 1. 禁煙継続 2. 非継続	食事 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/>		1. 個別 ( 分) 2. グループ ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. E-mailA ( 分)		
5回目	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 6ヶ月評価 ( )		分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 } 1. 禁煙継続 2. 非継続	食事 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/>		1. 個別 ( 分) 2. グループ ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. E-mailA ( 分)		

(2) 個別Bによる支援 (支援B)

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施時間	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(3) 電話Bによる支援 (支援B)

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施時間	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(4) e-mailBによる支援 (支援B)

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施回数	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

12ヶ月後の評価(血圧、生活習慣の改善状況(喫煙))については情報を入手した場合に記載。

	(保健指導者番号)	実施年月日	腹囲 cm	体重 kg	収縮期血圧 mmHg	拡張期血圧 mmHg	生活習慣改善の状況	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA	評価ができない場合の確認
6ヶ月後の評価	( )		( )	( )	( )	( )		1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA	1. 電話 ( ) 2. E-mail ( ) 3. その他 ( )



平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九
平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一七

平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

○厚生労働省令第四十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

第七條第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

- イ 第一号の規定により面接による指導を行った者
- ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八條第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に「進捗」を「進捗」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

- イ 第一号の規定により面接による指導を行った者
- ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八條第一項第四号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに該当する者」に「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

- イ 第一号の規定により面接による指導を行った者
- ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

附則第二條中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第八條第一項第一号」を「第三号並びに第八條第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

附則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十七号）の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三並びに国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第一号ロの規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

第四十条の次に次の五条を加える。

- 1 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。
- 2 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。
- 3 第一項の特定健康診査の実施率（次条第二号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。
- 4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。
- 二 特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

前期高齢者交付金等	〇・〇〇九
後期高齢者医療	〇・〇〇九

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

## 第2 積極的支援の実施方法

### 1 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

### 2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とする。

(2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化（以下「行動変容」という。）の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。

(3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来の生活を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。

(4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。

(5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。

(6) 特定保健指導実施者（実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当期間継続して行う者をいう。（2）のウにおいて同じ。）は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。

(7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。

(8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、(1)及び(4)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法及び支援Bの方法の合計で、180ポイント以上の支援を行うこと（支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限る。）を最低条件とする。

(10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。

イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。

エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援A

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ 電話支援A

エ 電子メール支援A

(12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。

エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単位とし、1単位当たり40ポイントとすること。

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14) 支援Bの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援B

イ 電話支援B

ウ 電子メール支援B

(15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。

(16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。

イ 特定保健指導と直接関係のない情報（次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接関わりがない情報をいう。）のやり取りはポイントの算定対象としないこと。

ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の類

オ 事業の実施地域

カ 緊急時における対応

キ その他運営に関する重要事項

- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

## 第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

### 1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
  - (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
  - (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
  - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- ### 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
  - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
  - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
  - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。
- ### 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
  - (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
  - (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
  - (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
  - (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
  - (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- ### 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
  - (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
  - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
  - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
  - (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
  - (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
  - (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- 3 精度管理に関する基準
- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
  - (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的な受け、検査値の精度が保証されていること。
  - (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
  - (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。
- 4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。
  - (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
  - (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
  - (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
  - (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - (6) 特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
  - (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
  - (2) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
  - (3) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
  - (4) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- (5) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針  
 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容  
 ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間  
 エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額  
 オ 事業の実施地域  
 カ 緊急時における対応  
 キ その他運営に関する重要事項

- (6) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (7) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (8) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (9) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (10) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

## 第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

### 1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

(7) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を提示させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(8) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うことと、特定保健指導を行う施設の使用及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

(9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(10) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(11) 定業者及び会社に関する諸記録を整理すること。

○厚生労働省告示第九十四号  
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百十号)第四十条の二第四項第一号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四百十号の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四百十号の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四百十号の二第四項第二号の特定健康診査等の実施体制その他の事項についての基準は、次のとおりとする。

一次のいずれかの基準を満たすこと。

イ 保険者が特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「法」という。)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。又は特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)を実施する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る基準第七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準(平成二十五年厚生労働省告示第九十三号。以下「実施基準」という。)に定める基準を満たしていること。

ロ 保険者が法第二十六条の規定により他の保険者に特定健康診査又は特定保健指導の実施を依頼する場合において、当該保険者が実施基準に定める基準を満たす他の保険者と契約していること。

ハ 保険者が法第二十八条の規定により特定健康診査又は特定保健指導の実施を他の医療機関等に委託する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十五年厚生労働省告示第九十二号)を満たす他の医療機関等に委託していること。

ニ 保険者(前号ロに掲げる場合にあつては同号ロに規定する他の保険者、同号ハに掲げる場合にあつては同号ハに規定する医療機関等を含む。)が特定健康診査又は特定保健指導の対象者に対し、当該特定健康診査又は特定保健指導を受診又は利用すべき旨を受診券又は利用券の配布その他それに類する方法により、適切に通知していること。

○厚生労働省告示第九十五号

租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十二号)第六条の四第一項第一号及び第二項並びに第四十五号の二第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表一の1の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十七号とし、第二十五号から第四十八号までを七号ずつ繰り上げ、第四十九号から第六十二号までを削り、第六十三号を第四十二号とし、第六十四号を第四十三号とし、第六十五号から第六十八号までを削り、第六十九号を第四十四号とし、第七十号から第七十六号までを二十五号ずつ繰り上げ、第七十七号中「ビデオ軟性腹腔鏡」を「ビデオ軟性腹腔鏡」に改め、同号を第五十一号とし、第七十八号から第三十号までを二十五号ずつ繰り上げ、

百三十一 腹腔鏡用ガス気腹装置

百六 腹腔鏡用ガス気腹装置

百七 非中心循環系アフターローディング式フラキセラビー装置

百八 定位放射線治療用放射性核種システム

百九 定位放射線治療用加速器システム

百十 線形加速器システム

百十一 粒子線治療システム

百十二 放射線治療シミュレータ

百十三 放射線治療装置用シンクロトロン

百十四 滑走式ミクロトーム

百二十一 滑走式ミクロトーム

百二十三 検体前処理装置

改める。

別表一の2の項中第一号から第五号までを次のように改める。

二 体外循環装置用遠心ポンプ駆動装置

三 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置

四 補助循環用バルーンポンプ駆動装置

五 補助人工心臓駆動装置

別表一の2の項中第六号から第十四号までを削り、第十五号を第六号とし、第十六号から第二十号までを九号ずつ繰り上げる。

別表一の3の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削る。

別表一の4の項中「脳血管疾患」の下に「又は精神疾患」を加え、同項中

脳波解析装置

を

に改める。

脳波解析装置

を

に改める。

別表一の5の項第四号中「エルビウム・ヤグレーザ」を「エルビウム・ヤグレーザ」に改め、同項第五号中「ネオジウム・ヤグレーザ」を「ネオジウム・ヤグレーザ」に改める。

八 長時間

八 長時間

九 機能検